

日本貸金業協会が 「監査ガイドライン」を公表

自主規制機能の強化を図り、 貸金業界の信頼性向上を目指す

日本貸金業協会は、2007年12月に改正貸金業法に基づき自主規制機関として設立され、これまで自主規制機能として監査の実施、内部管理態勢の整備に関する指導、広告審査、苦情・相談受付、金融ADR、カウンセリング、研修支援などの事業を積極的に実施している。今般、上記自主規制機能の一つとして実施している監査の具体的内容を協会員や資金需要者に知ってもらうことは貸金業界の信頼性向上に資するものと考え「監査ガイドライン」として公表したので、その背景やおもな内容を解説したい。なお、本稿における意見にわたる部分は筆者の個人的見解であり、本協会の見解を表すものではない。

1. 監査ガイドラインの 公表の背景等

貸金業界に対する 信頼性の向上を目指す

貸金業界は、かつて一部の業者とはいえ過剰融資や過当な取立てなど不適切な行為が行われたことから世間の大変厳しい批判を受け、その結果としてきわめて厳格かつ過重ともいえる規制が06年の改正貸金業法において課され、現在にいたっている（06年12月20日公布）。
法施行後、協会員、監督当局および自主規制機関である本協会の地道な努力もあって、業界

の経営姿勢は格段に良化してきている。たとえば、多重債務者（5先以上から借入れのある利用者）は、07年3月末171万人であったものが、15年11月末13万人まで13分の1にまで減少している。また、苦情・相談件



日本貸金業協会
審議役兼監査部長

木村 耕二

数や行政処分件数もそれぞれ大幅に減少・改善してきている。

しかしながら、とくに未利用者の貸金業界に対する信頼性については、なお厳しい見方をしているのが現状ではないかと思われ、引き続き協会自身による経営管理態勢の整備や本協会の改善努力が必要であると認識している。

なお、日本貸金業協会は、改正貸金業法に基づき新たに自主規制機関として認可された法人については、この自主規制機能において、「業者の法令遵守履行確保メカニズムはなるべく顧客との接点である営業現場に近いところで充実されることが、消費者・利用者にとっても良い側面が多々ある。(中略)さらに、行政コストを引き下げるという観点からも、なるべく個別業者や業界自主規制機関が、実効性のある規律を実行することが重要である。(二)逐条解説貸金業法

(上柳・大森氏編著) 42ページ」として、改正貸金業法で導入されたものである。

2. 監査ガイドラインの内容等

貸金業としては初めての試み

監査ガイドラインは、「I. 監査の基本事項」「II. 監査の実施手続」「III. 書類監査報告書等」および「IV. 実地監査マニュアル」の4部構成になっている(図表1)。このうちIIIとIVは、それぞれ書類監査と実地監査で用いる監査ツールである。

また、金融庁では、上記IおよびIIを「金融検査に関する基本指針」として、またIVを「金融検査マニュアル」として分けて公表しているが、このガイドラインでは、これらを合体して作成・公表したものである。

なお、貸金業務に関するマニュアル等は金融庁においてもま

だ公表されておらず、その意味でこれは初の試みとなる。

3. 監査の基本原則について

経営態勢の改善は自主的努力が基本

本協会の監査では、①協会の自主性尊重の原則、②補強性の原則、③効率的・効果的な監査の3つを基本原則としており、とくに、①の自主性尊重の原則が重要だと考えている。

これは、監査において協会の社内体制等に問題が認められた場合には、協会員みずからがその不十分性を認識し、自主的に自己責任のもとに改善努力に取り組むことが肝要だからである。

◆監査員の心得・信用と品位の保持はとくに重要

監査員は監査において多くの

関係者の方々と接触することから、このガイドラインにあえて監査員のとるべき態度を確認する意味で、心得として記載されていた。内容としては、①目的の認識、②信用・品位の保持と守秘義務の遵守、③公正な判断、④現物監査における留意事項、⑤自己研鑽とまさに常識的なものばかりであるが、とくに、②の信用・品位の保持については、利用者の側からみると、いわゆるヤミ業者など無登録の貸金業者も含めてわが業界を捉える向きもあり、差別化の観点からあえてこのことを強調させていただいている。

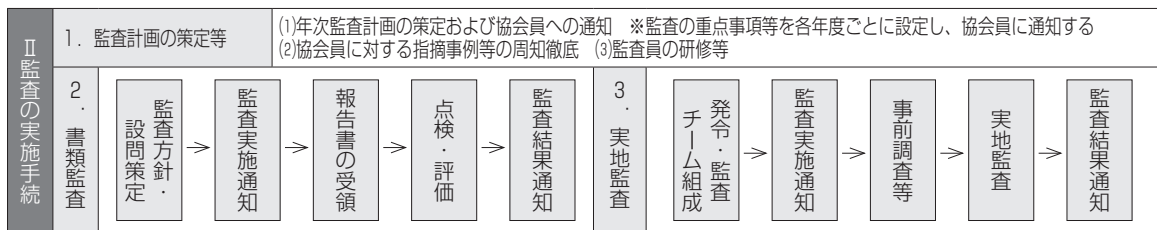
◆監査の種類と実施方法等について・一般監査と特別監査を実施

本協会の監査は、「一般監査」と「特別監査」に分けて実施している。また、「一般監査」は、書面により報告を求めて行う

【図表1】「監査ガイドライン」の全体構成

・本ガイドラインは、本協会が自主規制機能の一つとして実施している監査の具体的内容を整理し、公表するもの（Ⅰ～Ⅳの4部構成）
 ・今後、法令改正などにより随時見直しを行うが、その場合には本協会ホームページで改定版を公表する

Ⅰ 監査の基本事項	1. 使命および目的	本協会が行う監査は、貸金業務の適正な運営と資金需要者の信頼を確保すること等を使命および目的として実施する ※監督当局の検査・監督とあわせ、いわゆる「車の両輪」として機能
	2. 監査の種類と実施方法	(1)一般監査…①書類監査（書面により報告を求めて行う） ②実地監査（協会の営業所等に往訪） (2)特別監査…①フォローアップ監査（監査指摘事項の改善状況を検証） ②機動的監査（監督当局等の要請に基づく）
	3. 基本原則	(1)協会の自主性尊重の原則 (2)補強性の原則 (3)効率的・効果的な監査の実施
	4. 監査員の心得	(1)目的の認識 (2)信用・品位の保持と守秘義務 (3)公正な判断 (4)現物監査における留意事項 (5)自己研鑽
	5. 監査関連情報の管理	本協会の情報取扱規程および個人情報保護に関する規則等に基づき、監査関連情報を適切かつ厳格に管理する
	6. 監督当局等との連携	(1)監督当局との連携 (2)その他の機関との連携（警察・消費者センター等） (3)自主規制各部門との連携



Ⅲ 書類監査報告書等 (実施および改善ツール)	A. 「平成26年度書類監査報告書（標準監査）」	Ⅳ 実地監査マニュアル (実地監査の手引書)	A. 事業概要
	B. 「平成26年度書類監査報告書（重点監査）」		B. 検証基準
C. 「平成26年度実施要領」	C. 評価調書		
D. 「平成26年度改善の手引き」	《別冊》検証に際しての主な着眼点		

「書類監査」と協会員の営業所等に訪問して行う「実地監査」の方法により実施している。

一方、「特別監査」は、書類監査等における指摘事項の改善状況を検証するための「フォローアップ監査」と監督当局等からの要請に基づき実施する「機動的監査」がある。

◆書類監査について…今後とも効率的・効果的に実施

本協会では、07年の協会発足時からこれまで、毎年すべての協会員を対象に書類監査を実施してきている（図表2）。書類監査は、あくまでも自己申告であることなどから、その効果には一定の限界があるものの、短期間に多数の監査を行うことができることから実地監査と連携しつつ実施している（07年度の実施数…3183先）。

現在の手法としては、①協会加入後に初めて書類監査を受け

る協会員に対しては内部管理態勢全般に関する「標準監査」を、また、②すでに①の書類監査を受けている協会員に対しては、重点事項を絞り込んだ「重点監査」を行っている。

監査後のフォローとしては、監査結果に基づき内部管理態勢を整備するための要点を記載した「改善の手引き」を作成・配布するなど不備事項の早期改善を促している。

また、早急な対応が必要な協会員に対しては、実地監査の手法によるフォローアップ監査で改善指導を行っている。

なお、最近の書類監査の結果は図表2の通りであるが、最近では「適正」とするものが約8割を超えている。

書類監査は、協会員みずからが内部管理態勢の状況を確認することに資するとともに、適正な業務処理に対する気づきの効果もあることから、定期的の実施することは重要であると考え

ている。

◆**実地監査について**…内部監査等に活用されることを期待

本協会の実地監査結果の状況は図表3の通りであるが、法令違反等の指摘割合は漸次減少してきており、その内容においても、最近では高金利や過当な取立て違反はほとんど発生していない。

このガイドラインにおける「実地監査マニュアル」は、「A. 事業概要」「B. 検証基準」「C. 評価調書」および「別冊」検証に際しての主な着眼点」の4部構成となっており、本協会の監査員が、協会員に対する実地監査を行う際に用いる手引書として位置づけられる。

このうち、Bの検証基準と《別冊》検証に際してのおもな着眼点は、検証に際しての基準を示すものであり、監査員はこ

れに即して監査する。

また、Cの評価調書は、監査員が現物点検等の実証的な検証の結果を踏まえて、各監査項目の「実務運用状況」と「業務管理態勢」を評価し結果を記録するものである。

なお、小規模な協会員や貸金業を本業の補完として営んでいる協会員に対する実地監査に際しては、規模や業務特性を踏まえて検証範囲や監査期間を定めるなど、協会員ごとにメリハリをつけて実施することとしている。

他方で実地監査は、無予告・抜き打ちでない監査や検査の効果は出ないのではないかとの意見もあるが、協会の監査は法令違反事項を摘発するのが目的ではなく、いかに違反が起きないような内部管理態勢となっているかの検証に重点を置いて実施していることから書面により通知をしたうえで行っている。

各協会員においては、本マニュアルのチェック項目等を参考にし、みずから行う業務検証や内部監査の精度向上に活用されることを期待している。

4. むすび

信頼性向上に向けて、 今後も地道な努力を重ねる

この監査ガイドラインの公表目的は、資金需要者や消費者行政を担当している方々に協会加盟の貸金業者はこれほど厳格な監査を受けているということを知っていただき、ぜひとも昔のイメージを払拭していただいたものである。

改正法審議の当時、金融庁の担当官が語った「貸し手の節度と借り手のリテラシーが、現状では期待し難いがゆえに、市場メカニズムが健全に機能すれば出現するであろう市場を制度により直接、出現させようという

性格を持つ。『逐条解説貸金業法（上柳・大森氏編著）』15ページ」という状況ではなくなっているのである。

改正法施行から9年、現在の貸金業界の経営姿勢や法令遵守態勢は、冒頭にも述べたように現状では格段に改善してきているのである。

消費者金融や事業者金融を提供している銀行と貸金業者の規制においては多々不整合がある現状に照らし、公平性や利用者利便の観点からも、あらためて規制のあり方を検討する時期にきているのではないだろうか。

法令遵守とか内部管理態勢の整備というものは、これで十分というものはなく、引き続き協会員や自主規制機関である本協会が改善努力を重ねていくことが重要であると認識している。

今後とも資金需要者をはじめ関係者皆様のお一層のご理解とご支援を賜りたい。



【図表2】書類監査の実施数と監査結果の状況

(単位：会員、%)

		年度	07	08	09	10	11	12	13	14
実施会員数		(A)	3,183	2,638	2,005	1,515	1,365	1,273	1,222	1,177
監査結果	適正である	会員数 (B)	430	1,484	1,501	1,226	1,259	1,000	1,078	987
		構成比 (B/A)	13.5%	56.3%	74.9%	80.9%	92.2%	78.6%	88.2%	83.9%
	改善を要する	会員数 (C)	2,753	1,154	504	289	106	273	144	190
		内訳	①法令等抵触のおそれの指摘がある					128	65	67
			②改善・見直しの指摘がある					145	79	123
構成比 (C/A)	86.5%	43.7%	25.1%	19.1%	7.8%	21.4%	11.8%	16.1%		

(注) 12年度から評価方法を変更。11年度までの総合評価では、「内部管理態勢等に特に問題がない」協会員が9割を超えたことにより、12年度からは、具体的に問題点を指摘する個別評価方式とした。①07～11年度：設問単位に審査、不備設問÷総設問数=ランク(A～Eの5段階) 適正≥90%、要改善<90%、②12年度以降：設問にある項目単位に審査、適正=全項目不備なし、要改善=①法令等に抵触するおそれの指摘がある、②改善・見直しの指摘がある。

【図表3】実地監査の実施数と監査結果の状況

(単位：会員、件、%)

		年度	08	09	10	11	12	13	14	15	累計(平均)
実施会員数		(A)	32	64	61	84	102	105	123	100	671
監査結果 (会員ベース)	監査において指摘のあった 会員数	法令違反 (B)	7	15	16	8	20	12	13	9	100
		不適切な取扱い (C)	22	43	12	11	19	31	36	19	193
		法令指摘発生会員率 (B/A)	21.9%	23.4%	26.2%	9.5%	19.6%	11.4%	10.6%	9.0%	14.9%
		不適切発生会員率 (C/A)	68.8%	67.2%	19.7%	13.1%	18.6%	29.5%	29.3%	19.0%	28.8%
	合計 (D)	29	57	28	19	39	43	48	41	304	
指摘発生会員率 (D/A)		90.6%	89.1%	45.9%	22.6%	38.2%	41.0%	39.0%	41.0%	45.3%	
監査結果 (2)	指摘発生件数 (E)	176	194	94	57	103	85	88	74	871	
	指摘発生会員に対する1会員当 たりの指摘件数 (E/D)	6.1	3.4	3.4	3.0	2.6	2.0	1.8	1.8	2.9	

(注) 不適切な取扱いとは、①「法令・諸規則等」に抵触していると認められるもののうち、軽微な不備で、監査期間中に改善が完了したことを確認した事案、および監査期間中に改善に着手しており自主的な改善完了が期待できる事案。②「法令・諸規則等」で明示されている違反行為に類似した行為と判断した事案。③15年度の計数は15年4月～12月の中間データ。

金融機関の 平成27年度版
信用リスク・資産査定
管理態勢 検査マニュアル研究会【編】
 A5判・536頁・定価(本体3,000円+税)

「平成27事務年度 金融行政方針」を反映
 金融機関の判断が尊重される資産査定・引当の要諦を詳説

一般社団法人 金融財政事情研究会 〒160-8520 東京都新宿区南元町19
 お申込先→ 株式会社 きんざい 電話(03)3358-2891(直)

木村耕三(きむら・こうぞう)
 1948年生(北海道出身)
 67年4月・大蔵省・北海道財務
 局入局、80年7月・同省・銀行
 局 検査部管理課 金融検査
 官、95年7月・同局銀行課 課
 長補佐、97年7月・同局総務課
 金融調査官、2003年7
 月・金融庁・検査局 審査課
 長、06年7月・日本証券業協会
 (監査本部長)、12年4月・現
 職。